

社会福祉法人両沼厚生会定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
特別養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人居宅介護等事業の経営
 - (ロ) 老人デイサービス事業の経営
 - (ハ) 老人短期入所事業の経営
 - (ニ) 障害福祉サービス事業の経営
 - (ホ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人両沼厚生会という。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を福島県河沼郡会津坂下町大字塔寺字北原 645 番地に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 2 名、事務局員 1 名、外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただ

し、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

6 評議員選任・解任委員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

7 任期の満了前に退任した評議員選任・解任委員の補欠として選任された評議員解任・選任委員の任期は、退任した評議員選任・解任委員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3. 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員には、報酬は支給しないこととする。

(評議員の費用弁償等)

第9条 評議員に対して、別に定める規定に基づき費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第14条 評議員会の議長は、評議員会において出席した評議員の互選により選任する。

(決 議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 理事及び監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理 事 6名

(2) 監 事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第23条 理事又は監事に対して、評議員会において別に定める役員報酬規程に基づき、報酬等として支給することができる。ただし、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

(役員の費用弁償等)

第24条 理事又は監事に対して、別に定める規定に基づき費用を弁償することができる。

(職員)

第25条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長その他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(顧問)

第26条 この法人に、顧問若干名を置く。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

第5章 理 事 会

(構成)

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務の執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(開 催)

第29条 理事会は通常理事会及び臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、毎会計年度終了後3カ月以内に1回及び3月に開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 第19条第3項によるとき。
 - (2) 理事長が必要と認めたとき。
 - (3) 理事長以外の理事から開催を必要とする書面をもって理事会の開催請求があったとき。
 - (4) 監事から理事会開催請求があったとき。

(招 集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第31条 理事会の議長は、理事会において出席した理事の互選により選任する。

(決 議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第34条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 定期預金 1,000千円

(2) 土地 ①福島県河沼郡会津坂下町大字塔寺字北原646番地の4
特別養護老人ホーム 会津寿楽荘 敷地
2,000.48㎡

会津坂下デイサービスセンター・グループホーム結和 敷地

②福島県河沼郡会津坂下町字中岩田80番地 306.00㎡

③福島県河沼郡会津坂下町字中岩田81番地 405.00㎡

④福島県河沼郡会津坂下町字中岩田90番地 242.00㎡

- ⑤福島県河沼郡会津坂下町字中岩田 9 1 番地 2 8 1 . 0 0 m²
- ⑥福島県河沼郡会津坂下町字中岩田 9 2 番地 2 4 1 . 0 0 m²
- ⑦福島県河沼郡会津坂下町字中岩田 9 3 番地 2 6 7 . 0 0 m²
- ⑧福島県河沼郡会津坂下町字中岩田 9 4 番地 2 5 4 . 0 0 m²
- ⑨福島県河沼郡会津坂下町字中岩田 9 5 番地 2 6 4 . 0 0 m²
- ⑩福島県河沼郡会津坂下町字中岩田 9 6 番地 2 6 1 . 0 0 m²
- (3) 建 物 福島県河沼郡会津坂下町大字塔寺字北原 6 4 5 番地、
6 4 6 番地の 4 地所在の
- ①鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺三階建
養護院（特別養護老人ホーム会津寿楽荘）
- 1 棟 1 階 3, 2 5 0 . 6 3 m²
2 階 3 1 . 5 0 m²
3 階 3 1 . 5 0 m²
- ②鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
倉庫 1 棟 (8 . 0 m²)
- 福島県河沼郡柳津町大字飯谷字前林甲 3 7 0 番地所在の
- ③鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建
養護院（特別養護老人ホーム福柳苑）
- 1 階 3, 8 1 3 . 9 6 m²
2 階 7 2 6 . 6 0 m²
- ④鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺平家建
車庫 1 棟 (9 7 . 5 0 m²)
- 福島県河沼郡会津坂下町字中岩田 9 5 番地所在の
- ⑤鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建
デイサービスセンター（会津坂下デイサービスセンター）
- 1 階 6 2 0 . 4 4 m²
2 階 2 0 2 . 4 5 m²
- 福島県河沼郡会津坂下町字中岩田 9 1 番地所在の
- ⑥木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
グループホーム（グループホーム結和）
- 1 階 3 3 8 . 7 7 m²

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第 4 2 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第 3 5 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、福島県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、福島県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第36条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第40条 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第41条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種 別)

第42条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 地域包括支援センター
- (3) 介護予防支援事業
- (4) 柳津町高齢者生活福祉センターの管理経営
- (5) 介護保険法に基づく第1号訪問事業
- (6) 介護保険法に基づく第1号通所事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散及び合併

(解散)

第43条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第45条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得たのち、評議員総数の3分の2以上の決議を経て、福島県知事の認可を受けなければならない。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得たのち、評議員会の決議を得て、福島県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を福島県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、社会福祉法人両沼厚生会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第48条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	舟 山	角 三
理 事	尾 崎	永 静
理 事	小 池	健 男
理 事	高 森	一 夫
理 事	鈴 木	勝
理 事	大久保	忠 夫
理 事	斉 藤	吉右衛門
理 事	五十嵐	直 記
理 事	滝 沢	一 男
理 事	五十嵐	泰 助
理 事	和 田	直 政
理 事	松 本	康
監 事	高 畑	覚
監 事	江 花	實

附 則

昭和61年10月 2日 認 可
平成 元年12月 5日 一部変更認可
平成 2年11月13日 一部変更認可
平成 2年11月29日 一部変更認可
平成 3年 6月21日 一部変更認可
平成 5年 4月30日 一部変更認可
平成 6年 2月 4日 一部変更認可
平成 6年 7月 6日 一部変更認可
平成 7年12月15日 一部変更認可
平成 9年12月 8日 一部変更認可
平成10年12月 7日 一部変更認可
平成12年 3月24日 一部変更認可
平成12年 5月26日 一部変更認可
平成13年 6月27日 一部変更認可
平成13年12月14日 一部変更認可
平成14年12月20日 一部変更認可
平成15年 3月31日 一部変更認可
平成15年 7月25日 一部変更認可
平成16年 5月24日 一部変 更
平成16年12月 2日 一部変更認可
平成17年 4月28日 一部変更認可
平成18年 1月11日 一部変更認可
平成18年 5月17日 一部変更認可
平成18年10月 2日 一部変更認可
平成19年 4月23日 一部変更認可
平成20年 3月27日 一部変 更
平成20年11月17日 一部変更認可
平成23年12月12日 一部変 更
平成24年 3月22日 一部変更認可
平成27年12月 9日 一部変 更
平成28年 5月26日 一部変 更
平成29年 4月 1日 施 行